## 小坂町の給与・定員管理等について

### 1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(25年度末)	A		В	B/A	23年度の人件費率
平成	人	千円	千円	千円	%	%

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

		職員数		給-	与費	
	区分	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
ĺ	平成	68人	千円	千円	千円	千円
	24年度	00人	275,442	33,860	98,591	407,893

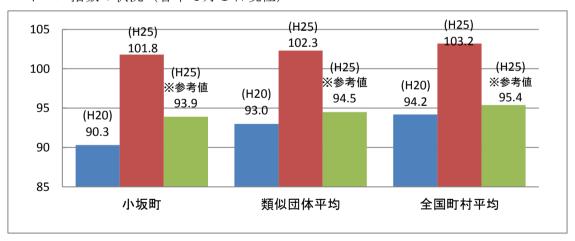
(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費	一人当たり給与費
B/A	
千円	千円
5,998	5,537

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成24年4月1日現在の普通会計職員人数である。

# (3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す 指数である。
  - 2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3.「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

#### (5)給与改定の状況

人事委員会を設置していないため未記載

## 2 一般行政職給料表の状況(平成25年4月1日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小坂町	歳	円	円	円
	44.2	324,066	344,531	352,762
秋田県	歳	円	円	円
	43.1	332,475	398,448	366,932
国	歳	円	円	円
	43.1	307,220(332,446)	一	376,257(405,463)
類似団体	歳	円	円	円
	42.8	312,396	354,333	338,428

### ②技能労務職

			公務	員			民間		参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月 (B)	A/B
小坂町	49.4	4人	294,255円	331,163円	312,873円	1	ĺ	ı	1
うち用務員	56.1歳	1人	*	*	*				
うち自動車運転手	45.8歳	3人	282,400円	326,507円	306,940円	自家用乗用自動 車運転手	52.4	276,700円	1.18
秋田県	49.0歳	313人	321,752円	368,305円	344,980円	-	-	-	-
王	49.9歳	3,479人	286,850円	_	325,400円	-	-	_	1
			(272,119円)		(309,534円)				
類似団体	49.3歳	6人	271,309円	293,088円	282,229円	-	-	-	=

	参考					
区分		年収	ζベース(試算	値)の	比較	
四月	公務員		民間		C/D	
	(C)		(D)		C/ D	
小坂町	5,077,856	円	-	円	_	
うち用務員	*	円	-	円	_	
うち自動車運転手	5,052,384	円	3,258,300	円	1.55	

- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22~24年の3ヶ年平均)
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては 前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- (注) 1「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれて いないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
  - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による 措置がないとした場合の値(減額前)である。

#### (2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区	分	小坂町		秋田県		玉	
一般行政職	大学卒	172,200	円	172,200 円	163,987	(172,200)	円
一九又114又和以	高 校 卒	140,100	円	140,100 円	133,418	(140,100)	円
技能労務職	高 校 卒	137,200	円	137,200 円			円

(注)国家公務員における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

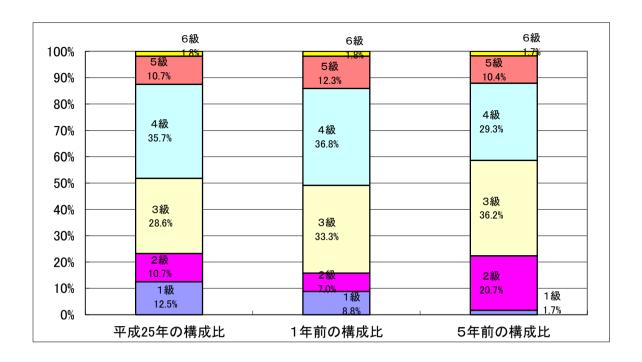
区	分	経験年数10年未満	経験年数15年未満	経験年数20年以上	
6几~二元を形か	大 学 卒	244,100 円	337,466 円	385,383 円	
一般行政職	高 校 卒	165,600 円	303,525 円	372,906 円	

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6	級	上席課長	人 1	1.8
5	級	課長・局長・参事・会計管理者等	人 6	10.7
4	級	課長補佐·主査	人 20	% 35.7
3	級	主查·主任	人 16	28.6
2	級	主任・主事・技師	人 6	10.7
1	級	主事・技師・主事補	人 7	% 12.5
())			***	

- (注) 1 小坂町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定については未実施である。

今後人事評価制度の策定を行い、昇給時に勤務成績を反映させる予定である。

## 5 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当·勤勉手当

1/ /91/N 1 — <i>39</i> //@ 1 —				
小坂町	秋田県	玉		
1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)	-		
1,432 千円	1,678 千円			
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)	(24年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.600 月分 1.35 月分	2.6 月分 1.35 月分	2.6 月分 1.35 月分		
(-)月分 (-)月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措施	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
•役職加算 5~15%	·役職加算 5~20%	•役職加算 5~20%		
	•管理職加算 15~25%	•管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当の評定については未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給(各支給期につき 67.5/100) を行っている。

なお、今後人事評価制度の策定を行い、成績率へ勤務成績を反映させる予定である。

## (2) 退職手当(25年4月1日現在)

	小坂町					国				
(支給率)	自己都合 勧奨・定年			(支給率)	自	自己都合 勧奨・定年				
勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分	勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分	
勤続25年	32.83	月分	38.955	月分	勤続25年	32.83	月分	38.955	月分	
勤続35年	46.55	月分	55.86	月分	勤続35年	46.55	月分	55.86	月分	
最高限度額	55.86	月分	55.86	月分	最高限度額	55.86	月分	55.86	月分	
その他の加算措置	定位	年前早期	<b>期退職特例</b>	<b>昔置</b>	その他の加算措置	定生	年前早期	引退職特例打	措置	
(2%~20%加算)				(2%	~20%加	]算)				
1人当たり平均支給額 22,584千円										

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である

## (3) 地域手当

#### 支給対象職員なし

## (4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

4) 村外	十年月1日 5九1工/					
支給実績(24年度決算)			17			
支給職員1人当たり平均支約	合年額(24年度決算)	1,000 円				
職員全体に占める手当支給	職員の割合(24年度)		4.0 %			
手当の種類(手当数)			6			
手当の名称	主な支給対象職員	給対象業務	こ記職員に対する支給単値			
町税及び使用料業務手当	滞納処分に従事した職員	庁舎を離れた滞	納処分に関する業務	1日につき500円		
行旅死亡人取扱い作業手当	町民課町民福祉班	行旅死亡人の取扱	い作業	1回につき 1,000円		
滅失個体埋葬処理手当	教育委員会事務局	特別天然記念物の	滅失個体埋葬作業	1回につき 1,000円		
防疫等作業手当	町民課町民福祉班	・感染症の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある者の救護、感染症に汚染されたもの若しくはその疑いのあるものの処理作業 ・在宅の結核患者の家庭を訪問して行う療養又は看護の指導作業		1日につき500円		
家畜伝染病作業手当	観光産業課農林班		病のうち、人体に感染 スは発生するおそれが 業・立会い作業	1日につき500円		
精神病患者移送手当	町民課町民福祉班	精神病患者を精神	病院へ移送する作業	1件 500円		

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	7,952 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	118 千円
支給実績(23年度決算)	8,968 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	128 千円

## (6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	■扶養親族のある職員  ▽配偶者 13,000円  ▽配偶者以外 6,500円  ▽配偶者がない職員の扶養親族1人目 11,000円  ▽15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後 最初の3月31日までの子(1人につき) 5,000円加算	同	ı	9,860 千円	266,486 円
住居手当	■自らの居住のため住居を借受け家賃月額12,000円以上を支払っている職員 ▽家賃月額23,000円以下→家賃月額-12,000円 ▽家賃月額23,000円を超え55,000未満→(家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 ▽家賃月額55,000円以上 27,000円	同	-	2,134 千円	213,360 円
通勤手当	■通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等を使用する職員 ▽交通機関利用者→運賃等相当額(上限55,000円) ▽自動車等利用者→通勤距離により2,000円~24,500円	同	_	2,208 千円	81,778 円
管理職手当	■管理又は監督の地位にある課長級以上の職員 ▽上席課長・課長相当職 32,000 円	同	_	2,688 千円	384,000 円
寒冷地手当	■毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員 ▽世帯主であり扶養親族がある職員…月額17,800円 ▽世帯主であり扶養親族のない職員…月額10,200円 ▽その他の職員…月額7,360円	同	-	4,708 千円	71,333 円

## 6 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

	区		分	給料		月額	等
,,						(参考)類似団体におり	ける最高/最低額
給料	市区	町	村 長	628,000	円	850,000 円/	370,000 円
	副	町	長	534,600	円	675,000 円/	360,000 円
	議		長	253,000	円	360,000 円/	205,000 円
報 酬	副	議	長	229,000	円	320,000 円/	164,900 円
H/*1	議		員	222,000	円	300,000 円/	145,500 円
	市区	町	村 長	(平成25年度支給割合)			
期	副	町	長		2.95	月分	
期末手	議		長	(平成25年度支給割合)			
当	副	議	長		2.95	月分の100分の80	
	議		員				
退				(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
職手	市区	町	村 長	給料月額×47/100×勤続	月数	14,167,680円	任期毎
当	副	町	長	給料月額×28/100×勤続	月数	7,185,024円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

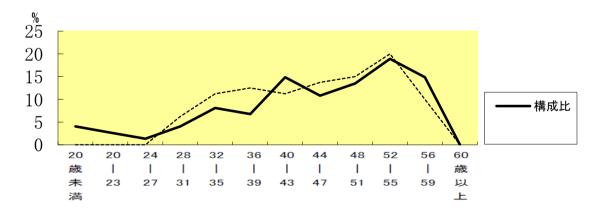
## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	$\overline{}$	区分	職	員数	対前年	主な増減理由
部	門		平成24年	平成25年	増減数	土は頃原垤田
		議会	2	2	0	
		総務	20	21	1	
		税務	4	4	0	
	_	農林水産	5	5	0	
	般行	商工	6	5	-1	
	政	土木	4	5	1	
普通	部	民生	10	8	-2	
会計 部門	門	衛生	6	6	0	
HIN 1		計	57	56	-1	〈参考〉
						人口1万人当たり職員数 95.43 人
		₩ <b>本</b> 如用	10	11	1	(類似団体の人口1万人当たり職員数 99.99 人)
		教育部門	12	11	-1	〈参考〉
		小計	69	67	-2	(参考) 人口1万人当たり職員数 114.18 人
		√1,□1	09	01		(類似団体の人口1万人当たり職員数123.37 人)
公		水道	2	2	0	CANDIDITY OF THE PHASE ISSUED IN
公営		下水道	1	1	0	職務分担見直しによる職員減
企会 業計			_			1993万万 Jニカロ巴 OTC みるが見た。
等		その他	5	4	-1	1
		小 計	8	7	-1	
		計	77	74	-3	〈参考〉
(20)		FI.	[ 90 ]	[ 90 ]		人口1,000人当たり職員数 126.11 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
区分	未満	) 23歳	) 27歳	) 31歳	) 35歳	) 39歳	) 43歳	) 47歳	) 51歳	) 55歳	) 59歳	以上
職員数	人 3	人 2	人 1	人 3	人 6	人 5	人 11	人 8	人 10	人 14	人 11	人 0

## (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間 の増減率(率)
一般行政	57	56	57	56	57	56	<b>▲</b> 1 ( <b>▲</b> 1.8%)
教育	16	17	14	14	13	12	<b>▲</b> 4 ( <b>▲</b> 25.0%)
消防	-	_	-	-	_	-	-
普通会計計	73	73	71	70	70	68	<b>▲</b> 5 ( <b>▲</b> 6.8%)
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	7	<b>▲</b> 1 -(12.5%)
総合計	81	81	79	78	78	75	<b>▲</b> 6 ( <b>▲</b> 7.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長含み)

## 8 公営企業職員の状況

- (1) 水道事業
- ①職員給与費の状況

### ア 決算

	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分		実質収支		職員給与費比率	23年度の総費用に占
	Α		В	B/A	める職員給与費比率
平成	千円	千円	千円	%	%
24年度	214,496	11,940	6,192	2.9	2.8

区分	職員数		一人当たり給与費			
四万	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	B/A
平成	1 /	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	1人	*	*	*	*	*

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含まない。
  - 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
  - 3 個人が特定されるものについては公表しない。